個人情報の取扱いに関する同意事項に係る特約

第１条（新出光への個人情報の提供及び利用に関する同意）

1. 会員および入会を申込まれた方（以下あわせて「会員等」という）は株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）が保護措置を講じた上で、株式会社新出光（以下「新出光」という）、イデックスグループおよびイデックスグループ特約店（以下新出光、イデックスグループあわせて「当グループ各社」という）に対し、当グループ各社における会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、当グループ各社がこれを利用することに同意します。
   なお、当グループ各社の最新情報につきましては、次のホームページで確認できます。URL：http://www.idex.co.jp/privacy/index.html
   (1)JCB会員規約に基づきJCBに届出のあった情報もしくは会員がJCBに提出する書類に記載されている情報
   (2)IDEX CLUBカード JCBまたはIDEX CLUB POINT CARD JCB（以下「CLUBカードまたはCLUB POINT CARD」という）の申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
   (3)カード会員番号が無効となった事実（但し、その理由は除く）
   (4)カード会員資格の喪失（但し、その理由は除く）
   (5)本カード申込に対する審査の結果（但し、その理由は除く）
2. 会員はJCBが保護措置を講じた上で、当グループ各社および株式会社山口情報処理サービスセンターに対し、CLUBカードまたはCLUB POINT CARDに付帯するサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、当グループ各社および株式会社山口情報処理サービスセンターがこれを利用することに同意します。
   (1)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報
3. 会員はJCBが保護措置を講じた上で、当グループ各社の事業における、①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②市場調査・商品開発、および、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として第１項(1)および前項(1)の個人情報を提供し、当グループ各社がこれらを利用することに同意します。
4. 会員は、当グループ各社の事業における、①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として当グループ各社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該委託先に預託することに同意します。その場合には、当グループ各社は委託する会社と契約を結び個人情報を適正に管理できるようにするものとします。
5. 会員は、本条第2、第3、および第４項の同意の範囲内で当グループ各社が当該情報を利用している場合であっても、当グループ各社に対し、その中止を申し出ることができます。
   新出光カスタマーセンター：0120-285-785　092-262-3601

第２条（JCBへの個人情報の提供及び利用に関する同意）

1. 会員は、当グループ各社が保護措置を講じた上で、JCBに対し、JCB会員規約記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、JCBがこれを利用することに同意します。
   (1)会員と当グループ各社間の契約等に基づき、当グループ各社に届出のあった情報または会員が当グループ各社に提出する書類等に記載されている情報
   (2)当グループ各社における会員の会員資格およびこれに関連する情報
2. 会員は、当グループ各社が保護措置を講じた上で、JCBに対し、本特約第１条第２項記載の目的および当グループ各社の事業に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項(1)に定める個人情報を提供し、JCBがこれを利用することに同意します。
3. 会員は、前項の同意の範囲内でJCBが当該情報を利用している場合であっても、JCBに対しその中止を申し出ることができます。

（TK049201・20241031）

IDEX CLUB POINT CARD JCB会員特約

第１条（名称）

本カードは株式会社新出光（以下「新出光」という）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「IDEX CLUB POINT CARD JCB」（以下「CLUB POINT CARD」という）と称します。

第２条（会員資格）

本特約ならびにJCB会員規約を承認のうえ入会の申し込みをした方で、JCBと新出光が適格と認めた方を会員とし、CLUB POINT CARDを貸与します。

第３条（会員資格の喪失）

会員が新出光もしくはJCBの一方から、カード会員資格を取り消される場合があっても、このことにより、新出光会員としての資格を喪失するものではありません。

第４条（新出光のサービスの利用）

1. 会員は、新出光より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、新出光の所定の方法に従うものとします。

第５条（本特約の改定など）

1. 本特約の改定は、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されます。

（TK049203・20210915）